

# 令和5年度 施設等利用給付認定 申請のてびき （幼児教育・保育の無償化）

## A 幼稚園（私学助成）利用者向け



戸田ヶ原自然再生キャラクターとだみちゃん

子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。私学助成幼稚園等を利用される方が無償化の給付を受けるためには、戸田市から施設等利用給付認定を受ける必要があります。

この案内では、私学助成幼稚園等の認定・利用に関する手続や必要な書類等について重要なことを記載しています。内容をよく読んで、申請してください。

# 戸田市



# も く じ



幼児教育・保育の無償化	1 ページ
幼稚園を利用できる方	1 ページ
幼稚園の利用にあたって	1 ページ
手続きの流れ	1 ページ
認定申請について	2 ページ
申請に必要な書類	3 ページ
利用にあたって必要な費用について	4 ページ
預かり保育について	5 ページ
副食材料費の補足給付事業について	5 ページ
認定開始後の現況確認手続きについて	6 ページ
こんなときは必ず認定変更の手続きがあります	6 ページ
施設等利用給付認定申請書記入例	7 ページ

## 1 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から国における幼児教育・保育の無償化が開始されました。これにより、満3歳児以上の幼稚園を利用する子どもたちの利用料が無償化となりました（上限あり）。この無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」をお住まいの市町村から受ける必要があり、認定の申請が必要となります。

## 2 幼稚園を利用できる方

満3歳児以上のお子さんが利用できます。

クラス	生年月日
満3歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日 （令和5年度中に満3歳となり幼稚園を利用する場合）
3歳児（年少）	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
4歳児（年中）	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日
5歳児（年長）	平成29年（2017年）4月2日～平成30年（2018年）4月1日

満3歳児については、受入れをしている園としていない園がありますので、利用を希望する場合は、あらかじめ園に確認してください。

## 3 幼稚園の利用にあたって

### (1) 入園内定について

利用の際は、利用を希望する園に願書を提出して入園内定を得てください。戸田市へ提出する認定申請書類を幼稚園から受け取ります。

### (2) 預かり保育について

教育時間の範囲外でお子さんを預けたい場合、園によって預かり保育を実施している場合があります。預かり保育の利用料が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、就労などの理由により戸田市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

## 4 手続きの流れ

入園願書の提出	利用を希望する園から願書を受け取り、園に願書を提出します。
認定申請書類受領	園から認定申請に必要な申請書等の書類を受け取ります。 配布の時期は、園により異なります。
認定申請	入園内定した園へ、認定申請に必要な書類を入れて封をした申請用封筒を提出します。 提出した書類は、園を通して戸田市に提出されます。 書類に不明な点がある場合は、戸田市から電話等で内容を確認することがあります。 認定申請中に転居や転出等をした場合は、必ず戸田市役所保育幼稚園課に連絡してください。
認定通知書の交付	戸田市役所保育幼稚園課から「施設等利用給付認定通知書」が交付されます。
園の利用開始	

## 5 認定申請について

幼稚園等の保育料の無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。戸田市内に住民登録があり、幼稚園等に就園する園児が対象となります。戸田市が申請書を受け付けた日から原則として 30 日以内にその結果を通知します。ただし、令和 5 年 4 月認定開始の場合、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、認定申請の結果は、令和 5 年 3 月末までに通知する予定です。

認定決定通知書には、認定区分、認定期間等を記載しています。なお、認定変更の申請の場合は、認定変更決定通知書が交付されます。

### (1) 施設等利用給付認定の区分

認定区分	認定事由（年齢については認定希望日時点）
第 1 号認定	満 3 歳に達しており、以下の第 2 号、3 号認定に該当しない。
第 2 号認定	3 歳児クラス以上で、 <b>保育を必要とする事由</b> に該当する。
第 3 号認定	満 3 歳児クラスで、 <b>保育を必要とする事由</b> に該当し、かつ市町村民税非課税世帯に該当する。

### (2) 保育の必要性の認定（2 号認定・3 号認定）

保護者が以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、戸田市が保育の必要性を認定します。

事由	保護者の状況	給付認定の有効期間
就 労	会社や自宅を問わず、月 6 4 時間以上働いているとき	就労期間中 1
出 産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前 6 週(多胎児は 1 4 週)・ 産後 8 週 2
病気・障害	病気・けが・障害のため保育が困難なとき	治療に要する期間
介護・看護	病人や障害者、要介護者を介護しているとき	介護に要する期間
災害の復旧	自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	復旧に要する期間
求職中	仕事を探しているとき(求職中) 3	2 か月間
通 学	大学や職業訓練校などに月 6 4 時間以上通っているとき	通学期間中
虐待・DV	虐待や配偶者等からの DV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	最長、就学前まで
その他	育児休業中に幼稚園等の利用を継続するとき等 4	育児休業期間中

1 復職予定の育児休業中の方は、認定期間が 2 か月間となります。継続して認定を受けるためには、認定日から 1 か月以内に復職をし、1 か半月以内に就労証明書を提出することが条件となります。

2 出産日から起算して 6 週間前の日の属する月の 1 日から、出産日の翌日から起算して 8 週間後の日の属する月の末日までの期間が該当します。

(例) 出産日が 9 月 1 日の場合、「出産日から起算して 6 週間前の日」は 7 月 2 2 日、「出産日の翌日から起算して 8 週間後の日」は 1 0 月 2 7 日であるため、認定の有効期間は 7 月 1 日～1 0 月 3 1 日となります。

3 認定日から 1 か半月以内に月 6 4 時間以上就労することを証明する書類を保護者が提出せず認定期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、預かり保育に係る「子育てのための施設等利用給付」を受けることができなくなります。

4 上の子(対象児童)が先に幼稚園等に入園し、その後に出産して下の子の育児休業に入った場合のみ

## 6 申請に必要な書類

書類は、児童1人につき1枚提出してください。以下の必要書類を封筒に入れて、封筒に児童氏名を記入したうえで、期日までに在籍する幼稚園へ提出してください（投函は出来ません）。

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことを確認してください。（提出した書類は返却できませんので、コピー等をとって保管することをおすすめします。）

### (1) 全ての方が必要な書類

必要な書類	注意点
施設等利用給付認定申請書（緑色の用紙）	1号認定を希望の場合は表面のみ、2号認定・3号認定を希望の場合は両面記入してください。

<以下は、預かり保育等を利用する場合（2号認定・3号認定希望）のみ提出いただく書類>

### (2) 2・3号認定を希望する全ての方が必要な書類

必要な書類	注意点
施設等利用給付認定申請に関する誓約書	2号認定・3号認定を希望の場合はご提出ください。 <u>（同意がない場合や添付がない場合は1号認定となる場合があります。）</u>

### (3) 保育を必要とすることを証明する書類【2号認定・3号認定を希望する場合のみ】

保育が必要な状況	必要となる書類（父母それぞれに必要です）
就労している方 （採用内定を含む）	<b>就労証明書（所定用紙） 1通ずつ</b> 自営業等の場合、事業主が記入し、勤務実績の分かる書類（確定申告書、営業許可証、開業届、請負契約書など）の写しも添付してください。 証明日は提出日より3か月以内のみ有効です。
育児休業中の方 産前産後休暇中の方	<b>就労証明書（所定用紙） 1通ずつ</b> <u>育児休業中の場合、認定日から1か月以内に職場復帰する旨誓約することが条件です。</u> 育児休業（産前産後休暇）取得中の方は、産前産後休暇期間及び育児休業期間の記載が必須です。 証明日は提出日より3か月以内のみ有効です。
病気や障害がある方	<b>診断書（所定用紙）及び 障害者手帳等の写し（該当者のみ）</b>
介護・看護をしている方	1. <b>介護・看護状況申告書（所定用紙）</b> 2. <b>診断書（病院の書式）または 障害者手帳等の写し</b>
出産前後の方	<b>出産前の方：母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日記載部分）</b> <b>出産後の方：母子健康手帳の写し（表紙と出生届出済証明部分）</b>
在学中の方	<b>在学証明書 または 学生証の写し、及び 時間割</b>

ひとり親家庭の方であっても、パートナーと同居している場合には、その方を保護者とみなし、保育の必要性を証明する書類が必要となります。婚姻の意思の有無は問いません。

退職した場合、10日以内に退職証明書を提出し、退職日から1か月以内に転職後の就労証明書の提出が必要となります。期限までに提出がない場合、1号認定となります。

就労証明書など所定用紙は、戸田市ホームページからダウンロードできます。

きょうだい同時申請の場合、就労証明書など証明書類は原本1部で、それ以外は写しで構いません。

認定日は遡れませんので、ご注意ください。

#### (4) その他の書類【2号認定・3号認定を希望する場合で、該当する場合のみ】

状況	必要となる書類
ひとり親世帯の方	戸籍謄本、戸籍届出受理証明（離婚の記載のあるもの）、児童扶養手当証書などのいずれか一つの写し
外国籍の方	在留カード（表裏）の写し

#### (5) 税関係書類【3号認定を希望する場合で、以下の状況に該当する保護者及び同居者のみ】

状況	必要となる書類
令和4年1月1日現在、戸田市に住民登録がない方	令和4年度市町村民税非課税証明書
令和5年1月1日現在、戸田市に住民登録がない方	令和5年度市町村民税非課税証明書

証明書類については、自治体により名称が異なりますので注意してください。

収入額、所得額、控除額、税額等の記載がある証明書を各自治体に確認のうえ取得し、提出してください。

令和5年度市町村民税非課税証明書については、発行開始日（令和5年6月以降）より前に申請手続きをされる方は令和5年6月30日までに改めて保育幼稚園課にご提出ください。

ひとり親家庭の方であっても、パートナーと同居している場合には、その方を保護者とみなした上で決定します。婚姻の意思の有無は問いません。

提出が必要な方で書類の提出がない場合、3号認定の対象外となります。期限内に提出ができるようにあらかじめお問い合わせのうえ、早めのご準備をお願いいたします。

## 7 利用にあたって必要な費用について

幼稚園等は、各園が建学の精神に基づき、特色のある教育をしています。そのため、各園の保育料および入園料は、各園が独自に設定しています。

また、保育料のほかに、通園バス代や行事費、給食費等の実費として徴収される費用もあります。入園する前に、各園の特色やかかる費用について、よく確認してください。

なお、戸田市内の幼稚園の保育料等の基本情報は、各園にお問い合わせください。

### (1) 幼児教育・保育の無償化の対象と支給限度額について

幼児教育・保育の無償化による給付は、施設等利用給付認定を受けたお子さんが対象となります。

無償化の対象となる費用は、保育料および入園料です。通園バス代・行事費・給食費等の実費徴収される費用は、無償化の対象外です。幼稚園等の無償化による支給の額は、月額 25,700 円が上限となります。

### (2) 保育料の支給方法について

保育料の支給は、原則市からの施設等利用給付を園が保護者に代わって受領することにより実施します。このことから、保育料が25,700円を下回る場合、保護者負担額は0円となります。保育料が25,700円を上回る場合は支給上限25,700円を超える分の金額を保護者から園にお支払いいただくこととなります（市外の園に在園する場合の支給方法は、園の方針により異なる場合があります）。

給付により、保育料の負担は軽減されますが、園ごとに保育料の設定が異なるため、保護者の支払額も園ごとに異なります。

### (3) 入園料の支給方法について

月額保育料が25,700円以上の場合は対象外となります。無償化上限額を下回る月額保育料の園に通うお子さんと、入園料の支払がある年度の給付については、入園料も無償化の対象となります。

入園初年度は、月額 25,700 円を上限として、毎月の保育料に入園料をその年度に在籍した月数で割って月額換算した額が対象となります。入園料については、入園初年度の年度末に無償化対象費用を市が保護者へお振込みします。

なお、入園料にかかる施設等利用給付を受けるためには、入園料の領収書を添付して請求書の提出が必要となりますので、対象者へは年度末に改めてご案内いたします。

## 8 預かり保育について

幼稚園の中には、教育時間の前後に在園児を預かる「預かり保育」を実施している園があります。

急な用事や、保護者の就労等の理由により利用することができます。各園により「預かり保育」の実施状況は異なるため、利用方法や料金等は直接各園にお問い合わせください。

### (1) 幼児教育・保育の無償化の対象となる利用と支給限度額について

保育の必要性の認定を受けた3歳児クラスから5歳児クラスのお子さんが、幼稚園が実施する預かり保育を利用した場合（2号認定）には、施設等利用給付を受けることができます。給付額は、1日あたり450円、月額では11,300円が上限となります。ただし、預かり保育の利用料が上限額を下回る場合は、利用料が支給限度額となります。

なお、満3歳児のお子さんの場合は、保育の必要性の認定を受けていることに加え、市町村民税非課税世帯（3号認定）の場合に限り、施設等利用給付を受けることができます。給付額は、1日あたり450円、月額では16,300円が上限となります。

### (2) 認可外保育施設等との併用について

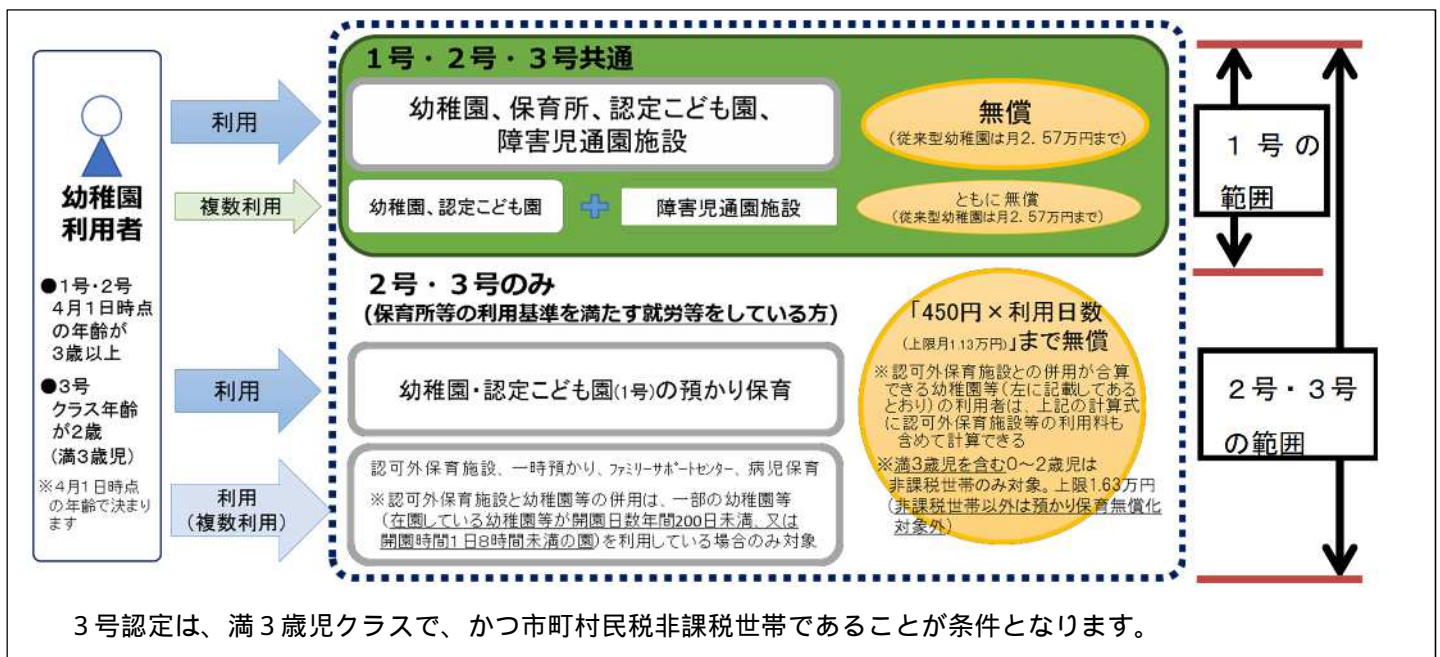
通われている幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育の実施時間等が一定基準未満（ ）の場合、預かり保育の支給上限額から預かり保育に係る無償化の支給額を差し引いた残りの額を上限として、併用して利用される認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。一定基準以上の場合は対象となりません。

併用が可能である幼稚園は、ホームページ等でご案内しています。

一定基準未満とは：次のいずれかにあてはまる場合をいいます。通常の教育期間（夏休み等の長期休業期間以外）における平日の開園時間（教育時間と預かり保育実施時間の合計）が8時間未満 預かり保育実施日を含む年間開園日数が200日未満

### (3) 預かり保育利用料にかかる施設等利用給付の請求について

施設等利用給付を受けるためには、利用費請求書の提出が必要です。園が発行する預かり保育利用料の領収証・提供証明書等を添付して、請求書を園へ提出します。戸田市で請求書類を審査後、保護者の指定する口座へ支給します。



## 9 副食材料費の補足給付事業について

年収360万円未満相当世帯や、小学校3年生以下のお子さんの中で第3子以降のお子さんがいる方の

給食費のうち、主食費等を除く副食材料費（おかず・おやつ等）を月額4,500円を上限として補助する制度があります。補足給付事業の申請方法等の詳細については、改めてお知らせします。

## 10 認定開始後の現況確認手続きについて

保育の必要性のある2号認定または3号認定の方は、毎年2月頃に保育を必要とする事由の確認のため、「現況届」と保育を必要とすることを証明する書類の提出が必要です。

提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、施設等利用給付を受けられなくなり、令和5年度以降利用した分の給付が対象外となることがあります。戸田市から幼稚園経由で書類をお送りしますので、必ず提出してください。

## 11 こんなときは必ず認定変更の手続きがあります

転職や退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、下の表に定める書類を提出し、認定変更などの申請・届出を行ってください。

主な変更の内容		提出書類		提出先	提出対象者
		認定変更申請書	その他必要な書類		
戸田市内で転居した			-	保護者 市	全員
世帯構成に変更があった	離婚		戸籍謄本等（2、3号認定のみ）	保護者 市	全員
	結婚、同居家族の増減など		- 2、3号認定を受けている場合は、パートナーの保育の必要性を証明する書類		
退職した			退職証明書（退職日がわかる書類）	保護者 市	2、3号認定のみ
勤務状況が変わった （勤務時間、場所などが変わった）			就労証明書	保護者 市	2、3号認定のみ
その他家庭の状況に変更があった			変更内容が分かる資料（2、3号認定のみ）		全員
1号認定に変更したい			-	保護者 市	2、3号認定のみ
2号認定に変更したい （3号認定に変更したい）			保育の必要性を証明する書類	保護者 市	1号認定のみ
戸田市内から戸田市外に転出する		-	園児退園・転出・休園報告書	保護者 幼稚園 市	全員
幼稚園を退園する		-	園児退園・転出・休園報告書	保護者 幼稚園 市	
幼稚園を転入園する		-	園児入園・転入・再通園報告書	保護者 幼稚園 市	



施設等利用給付認定申請書

令和5年 月 日

預かり保育等  
利用あり

記入例(2号認定・3号認定)

申請者や同居親族で、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。

- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号八の政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意の上、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

住所	〒〇〇〇 〇〇〇〇 戸田市上戸田1丁目18番1号	
保護者	フリガナ 氏名	連絡先 個人番号
	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	080-XXXX-XXXX
申請子ども	フリガナ 氏名	生年月日 個人番号
	〇〇 〇〇	令和1年 7 月 7 日生

12ケタの個人番号(マイナンバー)を記載してください。

申請する認定区分等

認定希望日(施設利用開始日)	令和5年 4 月 1 日	
認定区分	1号認定	認定希望日時点において、申請子どもが満3歳以上であつて2号認定又は3号認定に該当しない場合
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号認定	認定希望日時点において、申請子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している保育の必要性がある場合
	3号認定	認定希望日時点において、申請子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している保育の必要性がある場合
		左記で3号認定に該当し、市町村民税非課税世帯に該当する場合は、下の にレ点を付けてください。 市町村民税非課税に該当

預かり保育等を利用し、保護者の就労等により保育の必要性がある場合は、2号認定(3歳クラス以上)または3号認定(2歳クラス以下)にチェック入れてください。  
3号認定の場合は、市町村民税非課税にもチェックが必要です。

同居世帯員(申請子どもを除く)	1	父	個人番号 昭和56年 11月 20日	会社員
	2	母	個人番号 昭和61年 20日	パート
	3	兄	個人番号	〇〇小学校
	4	祖父	個人番号	
	5	母	個人番号 昭和34年 10月 7日	無職
	6			

幼稚園に通園している方は、記入してください。

預かり保育等を利用する3号認定の場合、父母及び生計の中心者のみ個人番号を記入して下さい。

預かり保育等を利用する2号認定又は3号認定の場合は、裏面も記入します。

利用施設(1)	幼稚園	子ども園・特別支援学校幼稚部
フリガナ	ヨウチエン	所在地
施設名	幼稚園	〇〇〇 TEL 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇

1号認定の申請の場合は以上です。2号認定又は3号認定を申請する場合は必ず裏面も記入してください。

2号認定又は3号認定を申請する場合は以下を記入してください。

利用施設(2) 幼稚園での預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入してください。

フリガナ 施設名	利用するサービス の種類	所在地
○ヨウチエン 幼稚園	幼稚園での預かり保育・認可外保育施設 一時預かり・子育て援助活動 病児保育	〒 - 戸田市 TEL:048 - -
○ホイクエン 保育園	幼稚園での預かり保育・認可外保育施設 一時預かり・子育て援助活動 病児保育	〒 - 戸田市 TEL:048 - -
-----		
-----		

預かり保育等を利用する(予定含む)場合は、利用する施設を記入してください。幼稚園に通園している方は、幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準でない場合に限り、幼稚園に加え、認可外保育施設等の利用も無償化の対象になります。

保育を必要とする理由

申請子ども との続柄	父	理由					
		就労	妊娠・出産	疾病・障害	看護・介護等	災害復旧	求職活動
		<input checked="" type="checkbox"/>					
	母	<input checked="" type="checkbox"/>					

「就労」の基準は、昼休みを除く実労働時間が月64時間以上となります。

保護者の状況 保育を必要とする理由

保護者の状況		母親の状況	
就労	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 自営 内職	パート 自営 内職	<input checked="" type="checkbox"/> パート 自営 内職
妊娠・出産 (申請時点)		無 有 (予定日)	年 月 日
疾病・障害 等	(疾病・障害名) (手帳交付) 有 無	(疾病・障害名) (手帳交付) 有 無	
看護・介護	被介護者名 (申請子どもとの続柄: )	(申請子どもとの続柄: )	
	傷病・障害名		
	受診等の 状況	入院中 通院(月・週 回)	入院中 通院(月・週 回)
災害復旧	災害の状況:	災害の状況:	
求職活動	活動の内容:	活動の内容:	
就学	年 月 日まで	年 月 日まで	

保護者の居住地 「認定区分」が(3号認定)に該当する場合に記入してください。当時の居住地が戸田市の場合は、記入不要です。

認定希望日の属する年の 1月1日現在の住所	(父親)	都 道 市 区 府 県 町 村	(母親)	都 道 市 区 府 県 町 村
2				
認定希望日の前年の 1月1日現在の住所	(父親)	都 道 市 区 府 県 町 村	(母親)	都 道 市 区 府 県 町 村
3				

2,3 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発  
民税が非課税であることがわかる非課税証明書など  
課年度の非課税証明書などは不要です。

預かり保育等を利用する3号認定の場合で、当時の居住地が戸田市以外の方のみ記入します。

無償化に関する情報やお知らせは下記に掲載しています。

申請書や請求書等の各種様式もダウンロードできます。



戸田市 無償化

検索

無償化対象施設はこちらからご確認ください。

戸田市が無償化対象施設として確認した施設の一覧です。  
認可外保育施設等を併用する場合の無償化の可否もこちらでご確認ください。



戸田市 無償化対象 施設一覧

検索

戸田市外の施設は、該当の自治体にご確認ください。

### 【お問い合わせ】

戸田市役所 保育幼稚園課

048 - 441 - 1800

- ・施設等利用給付の認定手続きについて

入所・認定担当 (内線 233・288)

- ・施設等利用費の請求方法について

管理・給付担当 (内線 235・276)

